

1. 平成23年第7回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成23年11月28日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 議案第129号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第130号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第131号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程6 議発第15号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程7 報告第23号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	健康福祉部長	布田孝文
農林水産部長	野田秀幸	商工観光部長	蓑島由実
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	木下好弘
教育次長	常平毅	会計管理者	山下正則
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	日置良一		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。議員の皆様方には、大変御多用の中御出席いただき、ありがとうございました。

また、日置市長を初め理事者側も全員の御出席をいただいております。御苦労さまでございます。ただいまから平成23年第7回臨時会を開会いたします。

本臨時会は、議案が4件、報告1件であります。どうかよろしく御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には4番 田代はつ江君、5番 野田龍雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月21日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日11月28日の1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月28日の1日と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで日置市長にごあいさつをお願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成23年第7回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案説明を申し上げます。

本日、平成23年第7回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただ

き、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、12月1日からの給与を改定するために招集をさせていただいたものでございます。

それでは、早速、今臨時会に提案をいたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、議案番号は前後いたしますが、議案第131号は、郡上市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、今般の国家公務員給与に関する平成23年度人事院勧告に基づいて、郡上市一般職職員の給与の適正化を図るため、40歳代以上を念頭に置いて月例給の減額等をするための所要の改正を行うものでございます。なお、月例給の平均改定率はマイナス0.2%でございます。

そして、このように一般職の月例給の引き下げをするに当たりまして、一般職の先頭に立って率先垂範職務に当たるべき常勤の特別職の給与についても同様の措置を講ずべきであるとの考え方に基づきまして、議案第129号は、市長及び副市長の給与について、議案第130号は、教育長の給与について、郡上市特別職報酬等審議会の答申も踏まえまして、それぞれ、市長は月額2,000円、副市長及び教育長は月額1,000円を減ずる改定をするために条例の改正を行おうとするものでございます。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要でございます。このほか、専決処分の報告がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成23年11月28日、郡上市長 日置敏明。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議案第129号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程3、議案第129号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第129号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年11月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、常勤の特別職職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、一部改正のこの条例の本文がございますが、第3条関係の別表につきまして、先ほど市長から御説明ありましたが、市長につきましては、2,000円の給料月額を減ずるということで84万6,000円とする。副市長につきましては、月額1,000円減ずるということで67万8,000円にするということでございます。

附則中につきましては、これは今年の11月のこの臨時議会におきまして、55歳以上の職員に適用をさせます1.5%加えて加算するところ、プラス平均給与改定率の0.1を足しましての1.6%を常勤の特別職、市長、副市長にも適用をさせるという暫定措置がございまして、その部分におきまして、市長の月額につきましては、「84万8,000円」、これを「84万6,000円」にし、それをさらに今申し上げた金額を減ずるということで、「83万2,000円」にするということでございます。

それから、副市長におきましても同じような措置がございまして、こちらは1万1,000円を減ずるという措置になりますので、「67万8,000円」の額が「66万7,000円」になると、こういうこととなります。

新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、1枚おめくりをいただきたいと思っております。

下線部分が改定のところでございますが、上から第3条の関係ですね、飛びまして別表ですが、このとおりでございます。84万8,000円を84万6,000円、副市長におきましては、67万9,000円を67万8,000円、それから附則の先ほど申し上げました部分につきましては、84万8,000円を84万6,000円にかえ、83万4,000円を83万2,000円にすると。それから、67万9,000円を67万8,000円、66万8,000円を66万7,000円と、こういうことでございます。

ちょっとわかりにくい面もございますので、本日、お手元に表題の頭に総務常任委員会配付資料というふうに書いております資料をお配りしております。また、特別職の給料の額に関する条例を議会に提出する際には、あらかじめ報酬等審議会にかけると、こういうふうな条例がございまして、諮問をし、答申を得ておりますので、その答申書も添付をさせていただいております。

加えまして、県下のラスパイレス指数の資料、また県下の特別職の給料、報酬等につきましても資料をお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんいただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、報酬等審議会の件でございます。これは全員協議会でも御説明をし、また御意見等もいただく中での審議をしていただいたわけでございますけれども、23年11月4日付けで諮問をいたしました。

これは、人事院勧告に基づきましての一般職の給料の減額に準じまして、ほぼ同率で端数整理をした形での先ほど提案したとおりの給料の減額につきまして諮問をさせていただいたところでござ

います。

この件につきまして、平成23年11月22日に報酬等審議会の会長、副会長も同席をされましたが、直接小酒井会長から日置市長に対しまして答申がございました。

中身につきましては、読み上げさせていただきます。

郡上市特別職職員の報酬等について（答申）。

平成23年11月4日付け郡人第17号で諮問を受けました標記の件について、同日に第1回審議会を開催して慎重に審議した結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので、諮問に対する答申といたします。

下記のところです。常勤の特別職職員の給料月額については、一般職職員に準じた減額を率先して行いたいという意を尊重し、市長2,000円、副市長1,000円、教育長1,000円を、それぞれ月額から減ずることについて妥当なもの認めると、このような答申をいただいております。

また裏面には、審議要旨が記載してございますが、ごらんをいただきたいと思います。ここの分につきましては読んでいただくということでもよろしくお願いをいたします。

続きまして、総務常任委員会で事前に配付させていただきました資料をきょうお手元にお配りさせていただいておりますが、ただいまの議案第129号につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりをいただきまして、資料1、この1の常勤の特別職職員の条例改正の骨子でございますけれども、常勤の特別職職員にあつては、人事院勧告の国の行政職給料表の平均改定率マイナス0.2%に準じた給料月額の減額を行うものでございます。市長にあつては2,000円、正確には0.2%相当額というのは1,696円でございます。100円単位で四捨五入と、副市長にあつては1,000円、同じく1,358円、教育長、後ほどの議案になりますが、1,158円で1,000円というものでございます。これを給料月額から減ずると、こういうことが骨子であります。

あわせて、平成22年勧告に基づいて実施をいたしました、先ほどの附則の部分で御説明をさせていただいたところですけど、暫定措置としてマイナス1.6%分を引き続き減額すると。

ここの意味は、この破線の中に書いてございますが、平成22年の勧告では、55歳・6級以上の職員について、当分の間マイナス1.5%、これを加えて減ずるということでございますし、行政職給料表平均改定率の0.1%、これを足しまして昨年1.6としたものですが、これをそのまま引き続いて適用させると、こういうこととしております。

したがいまして、真ん中にあります表のように、改定前の市長の給料月額「84万8,000円」は、2,000円を引きまして「84万6,000円」、それから1.6%相当額1万4,000円を減ずるということで、「83万2,000円」という金額となります。

さらに、これにつきましては、特例条例がございまして。市長等の給料の月額の特例に関する条例

が平成23年3月に制定されておきまして、市長につきましては100分の10を減ずる。副市長におきましては、100分の5を乗じて得た額を減ずると、こういうこととなっております。実支給額については、この左の改定後経過措置額の83万2,000円の括弧書き「74万8,800円」が実支給額となるところでございます。

したがって、現在の実支給額の75万600円、この左の括弧書きと対比しますと、1,800円の減額と、こういうこととなります。

副市長におきましては、「67万9,000円」、これの減額が1,000円、「67万8,000円」、これに對しましての1.6%相当額の1万1,000円を減じた額が「66万7,000円」でございます。これの特例条例の適用によりまして5%を減ずるということとなりますので、実支給額については括弧の中の「63万3,650円」と、こういう金額となります。

3ページはただいま申し上げたところの特例条例を除く部分につきまして、それぞれ御説明をしております。

施行日につきましては、平成23年12月1日から施行すると、こういうことでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論をなしと認め、採決を行います。

議案第129号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第130号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程4、議案第130号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第130号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるも

のとする。平成23年11月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、同じでございます。教育長の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正条例の本文がありますが、本文そのもので第2条第1項中「57万9,000円」を「57万8,000円」に改める。1,000円を減ずるものでございます。

附則につきましては、先ほどと同じ暫定措置で1.6%相当額を減ずるというもので、「57万9,000円」を「57万8,000円」に、「57万円」を「56万9,000円」に改めるということで9,000円を減ずるものでございます。

同じく12月1日から施行すると。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますが、下線部分が改正部分でございます。「57万9,000円」を「57万8,000円」とし、さらに「57万円」を「56万9,000円」とするというものでございます。

先ほどの資料の2ページの表の3段目にありますが、教育長のところでございます。「57万9,000円」が「57万8,000円」となりまして、1.6%相当分の9,000円を減ずるということで「56万9,000円」ということでございます。教育長につきましても、特例条例がございます。5%に相当する額を減ずるということでございますので、実支給額につきましては「54万550円」と、こういうふうな金額になります。副市長と同じでございますけれども、現在の実支給額に対比しますと950円の減額という金額となりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この特別職の減額という問題は、いろんなことが考えられるのではないかと思いますけども、市長、副市長については先ほどのような決定がされたわけですが、私もそれを是とするしかないかなあというふうに考えたんですが、教育長に関しましても、ほかの市町との、市の教育長とも比べたりしてみながら、一体どういように考えたらいいかなあということは思ったわけです。

それで、見ますと、条例があつて、それに対して5%の減額がついて下がってきとるわけなんですけど、これ見ますと、ほかの市町村では6つの市ではやや減額されておるようです。あと十幾つの市はそのまま条例どおりということになっていますね。

郡上市は下げられたほうの中に入っておるわけですが、一応根拠、特別職と市の幹部というようなこともあつてかもしれませんが、教育長の場合はやや性格を異にする面もあると思いますので、その点の考え方だけはお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 冒頭あるいは先ほどの市長の方針の中で述べられましたように、いわゆる常勤の幹部職員と、特別職であるといったことから、職員の給与に準じた形をとっていきたいというのがまず1点でありますし、財政が非常に厳しいという状況下の中で、就任時において10%と5%の減額方針を打ち出しておったと、これが基本でございますので、そのことは形を変えずに、なおかつ給与の条例にあわせてやっていきたいというふうな方針でございますので、お願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） そういう常勤の特別職ということで一くくりですけども、教育長の場合はやや性格も違うんじゃないかというふうに思ったものですから、その点をお聞きしたかったので、その点についてももしあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） あくまで我々3人一体という形の中で、もちろん教育行政の中でそういった形、いわゆる常勤の市長、副市長と同じなのかというようなこともあろうかと思ひますし、他の職員との均衡の関係等々も含めた上で、我々としては判断したということでございますので、同じように考えたということでございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第130号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第131号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程5、議案第131号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第131号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年11月28日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、平成23年人事院勧告に基づき職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするのでございます。

1枚おめくりをいただきますと、一部改正の条例でございます。非常に複雑な構成ではありますが、条例としては、これは1条、2条というふうな構成でございまして、まず、初めがこれは郡上市職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条につきましては、郡上市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、給与条例の第28条の2第1項に次の4号を加えるということでございます。

これは、何かと申しますと、先ほどお配りをしております資料の2のほうを同時に見ていただきながら御説明させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

(4) (5) (6) (7) というふうにありますけれども、いわゆるこれは資料の5ページの2の改正条例解説というところがありますけれども、第1条の関係がこの郡上市職員の給与に関する条例の一部改正ということで、28条の2の関係。

(1) でございます。職員の給与につきましては、労働基準法におきまして、「直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と、こういうふうにされております。一方で、「法令もしくは労働協約に別段の定めがある場合」等は、「賃金の一部を控除して支払うことができる」とされております。

控除について、例えば共済組合の本人掛金については、地方公務員等共済組合法第115条第1項に基づきこれを控除しており、法令に基づく控除のほか、本条に基づいて控除しておることとでございます。こういうことで、今般、給与から控除することのできるものにつきまして、実態に合わせて整備をしたということとでございます。

それぞれでやらしていただきます、恐れ入りますが、第1条の第28条の2関係につきまして、新旧対照表をごらんをいただきたいと思ひます。ページ番号でいきますと、新旧対照表の1で、条例の本文の17ページの次のところにつけてございます。

従来、この28条の2には、職員互助会の掛金その他の納入金、あるいは(2)のところ職員が当該職員の加入する職員団体に対し納入する組合費、(3)市当局と職員団体とが協定した貯蓄その他の納入金と、こういうものが控除することができるものとして掲げてあったわけでありませうけれども、今般、実態に合わせて4号以下を追加させていただくものでございます。

それから、議案の1ページのほうに戻っていただきまして、第1条関係はもう一つは別表第1で

ございます。これ第3条関係になりますけれども、ここのところが国家公務員の人事院勧告に準じまして、各給料表をマイナス改定するものでございます。ここにつきましても、先ほどの新旧対照表以下をごらんいただきたいと思っておりますけれども、新旧対照表の2ページ以降に別表第1、第3条関係で新旧の表を掲載させていただいております。

最初に、行政職給料表でございますが、1級から6級まであります。人事院勧告の趣旨が先ほど市長からの説明もありましたように、50歳を中心として40歳に相当する職員は民間水準を上回っておるといふふうに判定をされました。50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げということで、いわゆる給料表が職務職階級の責任給の1から6となっておりまして、あと昇給ごとに号給がずっと定めてありますが、例えていいますと、2級につきましては次のページの4ページになりますが、77号から改定対象となります。

3級につきましては、61号給からが改定対象となります。4級におきましては、45号給からが改定対象となります。5級においては37号給、6級においては29号給から、それ以上の号給それぞれが今回改定の対象となるものであります。

そこで、先ほどの資料のほうをごらんいただきたいと思っております。資料2の4ページのところの一般職関係、議案第131号のところ、最初に勧告の要旨でございますが、医療職俸給表を除きということで、医師、歯科医師は除き、俸給表を改定。ただし、若年層の改定は行わず、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げというふうな勧告内容でございます。

もう1点につきましては、次は条例の改定の本文の15ページに第2条というところがございます。第2条につきましては、これ文書をちょっと読み上げますが、郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するというので、附則第7項中の切りかえ日を、以下のところがございます。これは、いわゆるこれは平成18年度から適用されました給与構造改革ということが取り組まれたわけでございますけれども、そこに対しましての経過措置額、現給保障額の取り扱いについての今般の改正のものが第2条でございます。

先ほどの資料2の4ページの(1)の(イ)に御説明の欄がございます。経過措置額の取り扱い、現給保障額です。平成18年4月1日から実施された給与構造改革に伴って新たな俸給表適用がなされ、これにより俸給月額平均4.8%、最大で7%のマイナスとなったが、現給保障という形で経過措置が設けられました。平成18年4月1日から適用される給料が、平成18年3月31日まで適用されていた給料よりも低い場合は、平成18年3月31日の給与により平成18年4月1日以降も支給すると。

いわゆる既に払われていた水準を保障するというのが経過措置としてとられた部分でございます。ちょっと資料はお配りしておりませんが、いわゆる給与構造改革の概要につきまして若干触れ

させていただきますが、18年に改定した給与構造改革につきましては、国の一律的な俸給表の改定というものが、全国の較差と申しますか、地域間給与の違いというものの反映をされていないという部分がありまして、まずもって平均で民間賃金水準が最も低い地域にあわせて、全体を引き下げるといふことで、平均的には4.8%の引き下げがなされるというものでございました。

その上で、民間の賃金と比較して、民間が非常に高い都市部、そういうところにつきましては、いわゆる地域手当を新設して、そこでの補正という形での民間給与との調整を行うということとなったものが大きなことでございます。

それからもう一つは、職務職責に応じた俸給構造へ転換をするということで、従来、年功序列的に毎年定昇をしていくということで、ずっと年をとると自然と給料が上がっていくという公務員の給与構造が、より若い人に厚く出る、それから中高年層につきましては、引き上げ幅を落としていくということで、給与の上昇カーブをフラット化させるということも、この構造改革の大きな趣旨であったわけでありまして。

そのほか、勤務評価が給与に反映されるように、定昇分を1号を4つに分けて、そしてより細かく、この人の評価は低いので2つ上げるだけにしますとか、この人の評価は非常に高かったので6上げることができるというふうにして、前の位置を4つに分けて、細かく細分化した中でそういうふうな昇給に対しましての勤務実績の反映というふうなものも平成18年からとられたものでございます。

ただいま申し上げましたような、そうしたいわゆる平成18年の給与構造改革の中で、ここに書いておりますように、相当月額がダウンしたわけでありまして。その中でその前年度の年度末に支給されておったものが確保されると、こういうふうなことでございます。

それで、ちなみに郡上市におきまして現給保障者の一覧を見ますと、現在は79名に対して1人平均8,000円、こういう金額で現給保障が今日まで続いて支給されております。平成18、19、20、21、22、23、ことして6年目ということとなります。

このことに対しまして、今般の人勸では、ここに書いておりますように、まず第一に、イの2つ目の丸ですけれども、現給保障の基礎となる給料月額に99.1%を乗じて得た額を支給しますよと、こういうふうに言っております。これは破線以下に書いておりますように、平成21、22、23、今般合わせまして、0.24、0.17、0.49等々の調整額というものを合計しますと、0.9%になるということ、いわゆる給料表に基づかずに現給保障していただきますので、全体が改定で減額したものは反映をさせるということで、100%のものを99.1%に落とすということが一つでございます。

それから、先ほどの15ページにあります第2条の中身の中で、もう一つ大事なことにしましては、次の5ページ、6ページにちょっと書いておりますけれども、今の99.1が第2条関係の(1)で、6ページのところの(2)のところ、現給保障の廃止というのがあります。

この現給保障者について、平成24年4月1日から、現給保障額と発令給との差額の2分の1、減額の上限は1万円、これを減額して支給し、平成25年4月1日には、この現給保障の制度を廃止すると、こういうふうな勧告でありまして、6年続いたものを7年度をもって現給保障というものを終了させていくと、こういうのが今般の改正のもととなる人勧の内容でございます。

したがいまして、先ほどの15ページにあります第2条にあります、切りかえ日の25年3月31日までの間に限り切りかえ日に改めるというのは、24年度で廃止をしていくということでございますし、この括弧書きの当該差額に相当する額の半額と、ここに言っておるものは、先ほどの現給保障の額を半額にしていくということでございます。これは24年度の該当ということでございます。

以上が第2条関係でございます。

それから、先ほどの議案の中の15ページの附則の関係ですが、これは適用の期日がまず第1項にあります。加えまして、24年4月1日からというのは、先ほどの半額の現給保障を半額にさせて適用させるのが24年4月1日からということであります。

第2項の関係につきましては、期末手当から今回減額をさせる特例措置をとるということであります。こちらにつきましては先ほどの資料6ページの附則関係をごらんをいただきたいと思っております。

(1) にあります。平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置、今年度の給与改定におけるマイナス改定分については、12月期の期末手当において、4月から施行日の属する月の前の月(11月)までの間の既支給月額分を次のように調整することで、これを是正する。

対象となる職員は、本年人事院勧告に基づく給料表改定を行った際、現に減額がなされる者に限るということで、減額につきましては、先ほどの附則の中に細かく数字も書いてあるわけでありまして、まず、23年4月から11月に支給された給与の0.37を掛けたもの、それから6月期に支給された期末勤勉手当の合計額の0.37%、これらにつきましては、この12月の期末手当から差し引いて支給をすると、こういうことございまして、4月に遡及し、さかのぼって減額をするという措置の意味でございます。

先ほどの議案の附則の16ページ(1)以下につきましては、ただいま申し上げた内容が書いてありまして、ここの適用がないという者が医療職の一表であり、また下の表にある者はここの適用にならないということを附則の中で書いておるものでございます。

以上につきまして、12月1日付で施行をさせるというのが今般の条例改正でございます。

なお、先ほどの給料表の中には、新旧対照表、最終的にもう一度ごらんいただきたいと思っておりますが、ここをおめくりいただきまして2ページが行政職給料表の改定でございます。6ページ以降が医療職給料表二の改定でございます。医療職給料表の二と申しますのは、病院、診療所、家畜診療所に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等でございます。

それから、9ページ以降が医療職給料表三表でございまして、こちらの適用は病院、診療所等に

勤務する看護師、准看護師、助産師等でございます。そういう者につきましては、これを適用させているということになります。

ちなみに、単純な職務に従事する職員につきましては、規則の中で給料表が制定をしておりますので、そちらで同じような今般減額の措置を講ずることとしております。

最後に、新旧対照表の15ページですけど、先ほど申し上げました、さかのぼって4月からの給料の部分。済みません15ページのところは、これは現給保障の先ほど申し上げた部分につきましてはの新旧対照表ですので、ごらんをいただきたいと思います。

ちなみに、お手元にお配りをいたしました岐阜県下の適用状況につきましては、先週の25日現在調べたところでは、21市中21市、全部がこの人勧に準拠をしまして改定されるということでございますし、それから、現給保障制度の廃止へ向けての取り組みにつきましては、現在、先週25日現在では1市だけが少し検討中という以外で、20市が人勧に準拠してこのとおり実施をしていくと、こういうふうなことを伺っております。

少し長くなりまして済みません。以上、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 15番 清水です。ちょっとお伺いをしたいと思いますが、今の改定の趣旨はよくわかりましたが、例えば4ページの今の説明資料の中で、郡上市の影響額ということで、392人が対象になるというふうに書いてございますが、これは50代を中心に40代以上は引き下げということで、非常に子育ての一番の年代。40代というとその年代かということのを思ったりするものですから、この392人の方のうち40代は何人で50代は何人ぐらいなのかということが、もしそれがわかったら教えてほしいということと、それから、給料表の4ページの先ほど2級の77号給からが2級の場合には今回引き下げになるということですが、2級というとなんのですか、主任さんかその辺のクラスだと思うんですが、これに該当する人は現実郡上市の場合何歳なのか、もしわかったらそのことだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問ですけれども、何歳の者が何人というふうにしてちょっと見ておりません、今。392人というのはちょうど今御指摘のとおりでございますして、人勧の趣旨に伴いまして50代を中心に40代、適用させていくということで、下線を引いた部分に適用する職員が何人あるかということで見ただけですので、何歳の者がどこに格付されとるという部分を見ますと、全部見ていくこととなりますけれども、ちょっと今手元にはそれがありませんので、またの機会にそういうものを見させていただきたいと思います。

それから、今の2級の77号給ですけども、これもちょっと早速これにつきましては調べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 例年勧告が出され、このところしばらくずっと引き下げという格好で出ております。今回特に民間との給与水準を上回っているということで、50歳代が指定されておりますけれども、それ以下の40歳代も入れると、40歳代も民間と比べると同等もしくはちょっと低いんでしようが、そこも下げるんだよと。30歳代以下はよろしいというような勧告ですな。

それで、例年こうやって引き下げがあつてどんどん給与が下がっていると。十数年になるというように私は思うんですけども、組合等でも大変これに対する反発は強くて、しかもそれが不景気の中で購買力をうんと引き下げておるといふことの見解が出ております。それで私も今回も40歳代以上という、40歳代も同時に引き下げていくと、少しでも給与を下げて公務員攻撃が今いろいろなされておりますので、国家公務員などはもっと強い形の圧力があるんですけども、そういう傾向に対して非常に危険なものを感じておるんです。

本当にこんなことでいいんだろうか。本当に働く者が大事にされなくてはいけないし、十分な給与を得て、地域の消費活動も活発していくことが非常に大事であるというように私は思ひます。そういう点で、人勧が出されたから普通はこれ市町村ある程度従わざるを得ないというものもあつて、この程度はという判断で行われると。自治体の判断で、いやこれはというところもたまには出るわけですけども、私、そういう点での自治体の判断は、今後非常に大事になるんじゃないか。

特に郡上市のように、県下の中でも給与の低いところでは考慮すべきであるということ、一つ思うわけですよ。そういう点について、今40代というのは入ってきたということについてどのように考えてみえるのか、お伺ひしたいし、それから、これ引き下げ額でいいますと、2%相当がここにあるような1カ月千三百幾ら、ボーナスで3,093円というふうなものが出ております。これのボーナスの出し方もここに0.37ということで掛けてあるんですが、今ずっと室長がいろいろ説明していただいたんですけども、十分頭に入らんですよ。

今お聞きしとると、こっち見てこっち見てこう見てああやつてこうやつて見ながら、ここに書いておること自体もなかなか我々にはわかりにくいところがあるものですから、何とかして今事前に勉強もさせてもらつて、そしてちょっとわかつたというふうなところなんですけども、この点については、ボーナスの0.37という数字は、これはボーナスだけでなしに、0.37という数字がどういう格好で出ておるのかを聞きたいというふうに思ひます。

0.2%の大体額が当たっておるというのに、0.37になっておるというようなこと、それからもう一つ、現給保障の廃止ということで、これは恐らく引き下げになると現給よりも下がっちゃうから、その人については据え置いておるんですが、いまだにまだあると。そしてまだことしも、来年もあると。その分については、その分は半額だけを見てあげるといって、その次の25年4月はもうなしということは、まだそのときでも現給が下がる人があるということやと思うんです。そういう点について、この現給保障をなるべくならな、そういう操作の中で被害というか、極端に下がらんようにしてあげるといって、これまでやってきたことがここではこれはできなくこれなるから、このところで打ち切るんやということやと思いますが、その人たちの人数とか額なんかについてわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問でございますけれども、一つは4月にさかのぼってこれを減額するという、これそういうふうなことで、これまでもやってきておりますので、上がったときには3回給料をもらえるような気持ちでいただいたこともあったことはありますが、それは入ったころです。非常に多いときはボーナスぐらいもらえたような覚えも、そんなことはなかったんですけども、いずれにしても、非常にそういうときがかつてありましたが、減額する場合もやはり4月1日からそれを適用させていくということでの今のこういうふうな仕組みとなっております。

0.37というものの調整率の出し方につきましては、これは人勸の中の民間給与との較差を見てくる中で、非常に細かな調査をされた中でやってこられておりますが、平均改定率の0.2%の比較ということにつきましては、ちょっと人勸において実際は国家公務員が給与を上回るマイナス較差というのは、この0.23%を解消しなさいと。50歳代を中心に40歳代と言っていますけれども、実質のところ市町村行政の中で、一つ県が指導機関といいますか、入っていただきまして、今回の給与改正あるいは遡及して減額する措置につきましても、いわゆる市町村の職員の給与に関する条例の一部改正に関する準則というものを、県のほうから示されます。

郡上市においてはですけれども、例えばある部分においてこれを独自の判断をしますと、これはずっと今までのことから今後のことに引きずっていくという部分がありまして、主体的な判断をした中で、この人勸の趣旨を了とし、そして準則に基づいて改定をするということにしておるんです。

したがいまして、給料表も例えば何級の何号のこの金額の意味は何かとか、0.23%を0.2%に平均改定率、0.03%を落としたのは何かと、こういうふうなことにいろいろ細かく言いますと出てくるわけですが、すべてこれらは実を言いますと、県から示されます条例の準則というものを内部でこういうふうなことでやっていくということの判断をしたということですので、積み上げの数字につきましては、郡上市が独自に積み上げたというところでないというところで、ある意味ではその数字を審議し、これを受けとめならんやろうと。しかも先ほど申し上げましたように、

県下の情勢でいきますと、21市中給与の改定につきましては20、それから現給保障の廃止へ向けての取り組みは21のうちの20ということですので、そういう形の中で郡上市も主体的な判断の中で、このものを一つの後ろ盾にして改定をさせていただくということですので、中身の積算についてまではちょっと今ここで直ちによろしく申し上げ点が弱い点でありますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、現給保障の額ですけれども、現給保障につきましては、先ほど申し上げましたが、79名現在支給をしておる職員がありまして、1人平均おおむね8,000円程度の保障をしておるということで、6年経過した中で当時の給料に達しないという形の中で、18年3月31日のそのときの給料の額を補てんをし、その分を保障しておるということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどお話がございましたように、40歳代、いわゆる50歳代を念頭に置いて40歳代を調整を入れながら、今回の減額補正が、いわゆる人事院勧告がなされたといったことで、これは当然これまでも5級、6級の職員に大きく影響すると。

今回は先ほどお話がございましたように、2級の後半部分、先ほど話がありましたように、一つのセットで考えますと、8段階の区切りがあるわけでございますけれども、通常4段階ぐらいのところでは1年やれば定昇があるという形でありますから、大体おのずと入ってきた年数によって、その形が出ると思ひています。

2級から3級までは、いわゆる主査クラスまでは自動的に移動しますので、2級の77給以降がどの程度おるかは一歩後ほどあるかもしれませんが、そういう形で3級、4級、5級という形になっていくんだろうと思ひています。

そこで、今ほどお話がございましたように、12月の0.37%というのはあくまで4月の段階において、この給与改定がなされたとしたならば、この12月1日までの間に定期昇給含めて、あるいは民間のベースアップ含めて計算すると、0.37%が出るという形の数字を計算して出した数字で当てはめるということでございます。

ですから、先ほどから我々もこの改定につきましては、労使交渉ということで職員組合との話し合いもいたしました。特に現給保障についてはいかなるものかという話もございました。

ところが一方では、確実に給料の下がっている年代層もあるということと、それから郡上市がいわゆる6級までの形をとっておるものから、6級の職員、あるいは5級の職員というところに重点的にいきますと、4級の中でずっと役職つかずにおる人間については、今までも影響せずに、ある程度高齢でありながらもそこには減額が行かないというような形骸もありました。

ですから、果たしてこういう形がいいのか悪いのかということも、実は郡上市の独特の部分もあるんじゃないかということも検討いたしました上で、かなりいわゆる高給の高いとこの職員が減額

いたしますので、ラスには大きく影響するだろうということを思っておりますけれども、御存じのように昨年以來ずっとやってきておるわけですが、ラスパイレスの計算というのは非常に5年刻みの単位でございますので、その変動幅があるために昨年よりも今年度のラスが上がったというようなデータ出てきておるわけですが、低いことは違いないわけですが、そうした中での判断であると。非常に厳しい、民間の厳しい状況も一方では知っていただきたいということでございまして、我々としてはよって立つところをどこに求めるのかと、郡上市内の給料等々をすべて網羅して調査するようなことができない以上は、一つのよりどころとして人事院勧告によらざるを得ないという判断をいたしましたわけでございます。

先ほど出ましたように、ちょうど40代の子育ての大変なときに給料変わるのどうなんだというような話もございまして、そういったものについてはやはり手当とか、そういったものでもあるわけでございますので、そういった部分も考えながら最終的に判断をさせていただいて、この適用をしたということでございますので、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 済みません、自分の説明で一つだけ落とした点がありましたので、済みません、0.2から0.37にするとこの中で、諸手当分の加算分があるということはありますので、給料の本俸に対しましていろんな手当がついておりますので、その部分の加算分等もあるということを書いてありましたので、よろしくをお願いします。

それから、清水議員の問い、先ほどのよろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） はい。

○市長公室長（田中義久君） 調べてくれましたが、2級につきましては、最年少の適用者が27歳で2の8だそうです。それから、最年長が55歳の職員がありますが、2の42ということですから、この今般の77号給以降に該当する者は2のほうについてはないということでありました。

それから、24年4月1日現在において、適用させる表がありました。その中で、今般の改定した表の中で現に減額となる下線を引いたところに該当する職員の年齢があったわけですが、50代が301人、40代が90人、30代が1人あったということですので、内訳としてはそういうことということで御報告申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この現給保障については、先ほども79名で8,000円相当、平均ね、ということやったんですが、これは去年までのことを言われたんやと僕聞いたんや、さっきの清水議員のあれに対しては。ことし恐らく、今回やな、4月1日から2分の1になる人はどのぐらいかということなんですけども、今まで8,000円だった人が半分ですから、4,000円になるということやろう

と思うんですが、給料の昇給もありますから、恐らくその数は減るんじゃないかと思ったもので、この4月1日から該当する人が2分の1になる人はどんだけなのかということや、それでもまだ該当する人はその次の年には調整というか自然増もあって変わるんだろうと思いますが、25年から調整がもらえなくなる人は、何人になるのかということはわかるのでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 現在、実は勸奨退職の取り組み等もあります。それから、自己都合でやめられる方もこれからあるのではないかと。それはいろんな病気もありますから、そういうことですが、現在、いわゆる定年退職という形で来春退職される方、この現給保障者の対象の中にもあるわけですので、そういう方を引きますと、来春からは70名ということになります。

現在79名ですが、70名の方は適用されるということでもありますから、その差額は一番少ない人は251円とか、380円とか、こういう金額の職員がおりますので、こういう金額でありますと、定昇の中で例えばそれが埋め合わせが済んでいくということもあると思います。

したがって、70名よりは少ない人数になっていくのではないかと思いますけれども、しかしながら、非常に金額の大きい方につきましては、3万円台がお一人、2万円台がお一人、医師ですけれども、こういうことがあります。

ですから、そういう方にとりましては、この給与構造改革というものの適用が自分の収入につきまして、ここへ来て大きく減額へのことになるということは事実だというふうに思います。

一方、職務職階制といいますか、職務責任給というのが1級から6級でありますので、現在の6年経過して現在もそれを今しておるわけですが、それを例えば現在の職務責任給という立場で5級になった職員が、例えば4級の職員よりもそのことによって何年も高い事態が続くということになりますと、職務責任給ということ言えば、ずっとそのまま高い状態が続くということもあるわけであります。

したがって、経過措置と言われておったものが、6年たち、7年度目には半額となり、そして廃止へ向けて今般勧告がされたというふうにして受けとめておりまして、内部的に言えば、そういうふうな経過措置が職務責任給というその部分に対しましての多少のこぼこのあったものが、そういう形で年数を経て、今般フラットに、そういうものはなくなっていくというふうにして受けとめております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、同一質問で3回を過ぎておりますので、討論もありますので、じゃ1回だけ認めます。はい、野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） いいです、後で。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○5番（野田龍雄君） はい。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 今御説明もあったように、40代も引き下げられると、今言われたとおり一番子育ても大変な時期の年代の方やというふうに思いますので、そういった点がやっぱりわからなければならぬ。市内で聞きますと、市の職員は結構いい給料なんやと、遊んどるぞというような、そんな声がありますけども、私は事実よく接しておりますので、そういうことについてもお話をするんですけども、決してそんなに高い給料でもありませんし、10年連続で、10年以上下がってきておるといふ現実には深刻やというふうに思うんです。

それが国のこういう人事院の勧告によってなってくるものですから、自治体としては心の中ではこれはちょっとえらいなと思いつつもやむを得ずやっているという、こういう状況やないかと私は思っております。

今回、こうやってなりまして、先ほどお聞きしても、現給保障についても中にはお医者さんなんかでは、2万円も3万円も保障ができなくなると下げざるを得ないという現実もあるということもお聞きしました。

そして、一般の現給保障は廃止になっていくんですけども、わずかの額になってきている人もかなりあるのではないかとこの予測はできたわけですけども、平均で8,000円ということですから、1万円以上の方もかなりあると。3分の1ぐらいあるのかなあと思って予測するんですが、そういった実情を知りながら、職員の方の痛みというか、それ理解しながらこれは考えていかないかんなということ、なかなか数字として出すのは難しいことやし、下手に出すとちょっと正確でなくなるということから、こういう出され方しかないのやないかということをおもひまして、先ほど質問したわけですが、そういった点で非常に人勧については、いずれにしても問題があり、国のほうでもやがてこの人勧制度見直しというようなことも課題に上がっておるといふ状況であります。

そういう中で、今回出された勧告でございますけれども、以上の言ったような職員の皆さんにとってはつらい人勧について、なかなかこれは賛成できないなというように私思うんです。その理由はさっき言ったとおりでございますけれども、何とか正当な勧告が出されて、そしてこれは勧告の中見ると、民間との比較よりも以下という40代も入るといふことから、やはりこれは賛成できないなということで、反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 賛成討論ありませんので、討論を終結し、採決を行います。

採決につきましては起立採決を行います。議案第131号については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(池田喜八郎君) 賛成多数でありますので、議案第131号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第15号について(議案朗読・提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程6、議発第15号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第15号

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年11月28日提出

提出者 郡上市議会議員 上田 謙市

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

郡上市議会議長 池田喜八郎様

提案理由

議会議員の議員報酬の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「38万円」を「37万9,200円」に、「32万円」を「31万9,300円」に、「28万8,000円」を「28万7,400円」に改める。

第2条 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「38万円」を「37万9,200円」に、「32万円」を「31万9,300円」に、「28万8,000円」を「28万7,400円」に改める。

附則 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

新旧対照表でございますけれども、第1条関係につきましては、別表の中で議員報酬が定められておりますが、それを改めるものでございまして、左側が新しいものでございます。

それから、第2条の関係でございますけれども、これは現在未施行の条例でございますけれども、平成24年の4月11日から施行する条例がございますけれども、この条例のほうの改正前の部分、「38万円」を「37万9,200円」、それから「32万円」が「31万9,300円」、それから「28万8,000円」が「28万7,400円」ということで、それぞれ改めるというものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、提出者の説明を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 11番 上田。ただいま池場事務局長から読み上げていただきました郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案を議員発議で提案する理由を申し述べます。

本日の臨時会で上程されました議案は、郡上市の特別職である市長と副市長、そして教育長、さらには一部の職域を除く職員の給与をさきの人事院勧告に基づき、12月から引き下げたいとして市長から提出されました条例改正案であります。

さて、過日、開かれました全員協議会において、「職員にあわせて議員報酬も引き下げたほうがよい」との発言が多くありました。その旨は、日置市長から特別職報酬等審議会に伝えていただいたところであります。

その審議会では、議会の報酬月額は将来に向けてより充実した議員活動が行える環境を整える必要があることから、一昨年、議員報酬の増額を妥当とした経緯があり、今回の人事院勧告にかんがみ、議員みずから議員報酬を引き下げたいとの考えにはくみしないとの判断であったと聞いております。

私といたしましても、審議会のそうした善意に満ちた意向を尊重すべきとも考えましたけれども、臨時会で予定されました審議内容が掲載をされた22日の朝刊を見たある有識者から、「議員も報酬を減らすんじゃないだろう」というような素直な率直な質問を受けました。私は、市民の皆さんの多くが今回の職員等の給与の引き下げに関心を持っておられると感じております。

以前、建設資材関係の方からこんな話をお聞きしました。景気の低迷が続いており、従業員の多くの年収は、200万円台から300万円台になってきている。私も社長から会長になるのを機会に、会

社からの役員報酬は辞退をして、年金暮らしをしているとのことでありました。

先ほど来、お話がありますように、人事院は民間と比較して適正な公務員給与の指標を出すということでもありますけれども、この3年間続く勧告は、民間の給与が下がっていることの反映であります。そして市内の勤労者の皆さんの給料の下がりようはもっと大きいと考えております。

そうした状況を勘案すると、同じ市民である私も議員も、せめて職員に準じた率でみずから引き下げを決断すべきとの思いであります。私ごとき議員は、決してリーダーと呼ばれる部類には入りませんが、市民の皆さんの生活に直接の影響を与えるという職責を持つ私たち議員は、先憂後楽の精神が大切じゃなかろうかと常日ごろ思っております。

そのような観点から、今回3人が意を同じくいたしまして、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案を提案いたしましたので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） ちょっと質疑をお願いいたします。

このことにつきましては、合併をして30名の議員1期目であります。それから2期目に21名に減額をして報酬も変えるという話がありました。そのことで、平成20年にそれが変わっていなかったということと、それを踏まえて現市長、日置市長は22年の3月定例議会において、条例改正を出されたところであります。

そのときには、22年の4月1日からやと思いますが、28万8,000円を31万円ということを出されております。そのことにつきまして議会としては、やはり状況をかながみながらそのときは3万2,000円の差額でありますけれども、次回の平成24年の4月ということで、施行日の修正案を出しまして、そういうぐあいに決まった時点であります。

その時点において、私は議員として3万2,000円の減額をしたという感覚を持っておりまして、ということは約10%であります。

（「山田議員、2万2,000円」との声あり）

○7番（山田忠平君） ああ悪い悪い、2万円、31万円の、28万の——申しわけございません。金額訂正いたします。それで、そのようなことを踏まえながら、10月27日の全協のときに今ちょうど提出者の上田議員から言われましたように、いろんな意見も出まして、そして市長のほうとしては、今回この方針については諮問をしないという市長の、こういう期限の中でありますので、諮問をしないということでありました。それで、議員のほうからも意見は出しましたが、そしたら諮問を

してくださいというような形じゃなかったわけであります。

そのようなことを考えて、今回こういうことが出てきたことについて、やっぱり提出者についてその辺のことをどう思ってみえるのか、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 先ほども提案理由で申し述べましたように、特別職報酬等審議会の皆さんの判断といたしますか、議員に対する思いは重く受けとめております。

ただ、市長、副市長、教育長、先ほど特別職であるとの話がありましたが、私ども議員もやはり特別の職であるというふうに思っております。

そうした中で、市議会の答申の中に一般職職員に準じた減額を率先して行いたいという、特別職員の方へのこうした思いというのは、やはり私ども議員という特別職についても、私は言われることじゃないかというふうに理解をしております。

もっと踏み込んで言えば、審議会の皆さんは議員に対して遠慮をされたんじゃないかというふうに推測をするわけであります。そうしたことを思いますと、市長、副市長、教育長は既に10%、5%の減額をしながら、今回の人事院勧告のさたによって、そうした措置をとられたということでありますので、私は議員も同じような措置をすべきではないかというふうに判断をして、今回の発議に至ったわけであります。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第15号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議発第15号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第23号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程7、報告第23号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 報告第23号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によ

り報告する。平成23年11月28日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第7号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年10月14日、郡上市長 日置敏明。

1の損害賠償による和解の内容、平成23年8月14日午後4時ごろ、郡上市和良町宮地1155番地、和良運動公園駐車場において、和良ふるさとサマーフェスタの準備中に突風が発生し、設置していたコンパネが吹き飛ばされ、駐車中の相手方車両に当たり破損させた。市は示談により損害を賠償する。

2の損害賠償の相手方については、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、23万1,699円でございます。

続きまして、専決第8号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成23年10月20日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容、平成23年8月29日午前10時50分ごろ、郡上市八幡町西乙原254番地1、郡上市立八幡西中学校駐車場において、草刈り作業中に刈払機がはねた小石が、駐車中の相手方車両の助手席側窓ガラスに当たり破損させた。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、2万370円でございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） この報告についての質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第23号を終わります。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、日置市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、私どものほうから提案をいたしました3つの議案につきましては、慎重に御審議をいただき御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、ただいま議決をされました議発第15号 議員の報酬についても、この際減額改定をすると

の件でございますが、これにつきましては議会の御判断としてこれを真摯に、かつ重く受けとめさせていただきますまして、そのとおりの執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、間もなく12月定例会を招集させていただきますけれども、大変寒さに向かっておりますので、議員の皆様方には御健康に御留意の上、また12月議会に御出席を下さいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、4件の議案と1件の報告につきまして慎重審議を賜りました。無事議了することができました。厚く感謝を申し上げる次第でございます。

12月定例会が控えておりますので、健康に留意をされまして、ますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、平成23年第7回郡上市議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

（午前11時32分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 野 田 龍 雄